

令和7年度事業計画

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の法令の位置づけが「2類相当」から「5類」へ移行されたことに伴い、人の動きや生活形態など、社会経済活動が正常に戻り、長かったコロナ禍経済から新たな経済活動へ大きな転換期を迎えています。

一方、世界に目を向けると、ロシア、中東、台湾、韓国など幅広い地域で紛争や政治問題が勃発しています。また、アメリカではトランプ大統領が返り咲き、今後の日本経済への影響も注視しなければならない状況にもあります。

わが業界においては、世界情勢の影響を受けてエネルギーや建築資材の高騰による建設コストの上昇が続いています。また、円安や物価高も止まらず住宅ローンの金利も上昇してきています。

このような環境の中、次世代半導体を開発する大規模工場ラピダスの稼働が始まり、札幌市や千歳市近郊では賃貸住宅の建設や売買、賃貸取引などが活発になると期待をしているところです。

本年度の当協議会は消費者が安心して安全な不動産取引が行われるように、「不動産表示に関する公正競争規約」及び「景品類の提供に関する公正競争規約」の周知と適正な運用をすることにより不当な顧客誘引を防止し、一般消費者の自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的にした活動を実施いたします。

以下、具体的な事業計画案を記載します。

1. 総務及び相談事業

(1) 賛助会員の拡大

引き続き広告会社等に対し賛助会員への加入を促進します。道内の未加入の広告代理店やポータルサイトに対し、相談業務を通じ積極的な加入促進を行います。

(2) 広告の事前相談及び事前確認体制の拡充

会員事業者、賛助会員等からの広告の制作に係る事前相談・事前確認を積極的に行い、公正競争規約違反行為の未然防止と広告表示の適正化に努めます。

(3) 協議会のホームページの活用

協議会のホームページを活用し、表示規約、景品規約に違反する広告表示の防止を図るとともに「不動産表示に関する公正競争規約」の啓蒙活動を行います。

(4) 事務所経費の節減

広報誌の発行など事務職員で対応できる業務は、極力委託をせず経費の削減に努めます。

2. 調査指導事業

(1) 不動産広告の内容確認

札幌市内・近郊は事務局職員による広告収集・調査を行い、他の地域においては各団体の役員、調査員、職員、加盟会員等から情報提供により新聞・雑誌・地域情報誌等広告物の広告確認を行います。

(2) 規約違反事案の迅速な処理

広告物に公正競争規約違反があった場合には、すみやかに措置を行い、違反行為の再発防止に努めます。

(3) 公正競争規約に基づく措置

悪質、重大な違反行為については、公正競争規約に基づき、調査指導委員会や理事会で審議し、口頭での警告、文章による厳重警告を行うなど公正かつ厳正な措置を講じます。

(4) インターネット広告への対応

不動産情報サイトや加盟事業者のホームページにおいて、規約に違反する広告が増加傾向にあることから、研修会や広報紙誌を通じ注意喚起を行うとともに監視を強め、規約に違反する加盟事業者に対し、積極的に措置を講じます。

(5) 関係官庁からの移送事案の処理

関係官庁からの会員事業者の違反広告に対する調査指導の要請を受けたときは、すみやかに実施し、その結果を関係官庁に報告します。

(6) 関係官公庁との連携

不動産広告の適正化及び不動産業における取引の公正化を一層推進するため、消費者庁及び北海道建築指導課をはじめ、不動産公正取引協議会連合会、全国公正取引協議会連合会との密接な連携を図り、円滑な業務の遂行を図ります。

3. 広報活動事業

(1) 広報誌の発行及び配布

当協議会の事業内容や規約改正などの情報提供及び「おとり広告」の注意喚起や不動産の表示規約の普及と賛助会員の加入促進等のため、広報誌「公取協第82号」を発行します。

本年度も引き続きホームページに掲載し、カラーで分りやすく見やすい広報誌の発行に努めます。

(2) 新規免許業者への公取協加盟ステッカー等の配布

各団体を通じ「公取協加盟ステッカー」「公取協パンフレット」等を新規免許業者に配布し、適正な規約の運用及び当協議会の理解に努めます。

(3) 周知用「公取協パンフレット」の活用

当協議会の役割を周知するためパンフレットを活用し、当協議会の理解に役立てます。

(4) 一般消費者への啓蒙

一般消費者からの相談、苦情等についても必要に応じ、適切な処理と関係団体への連絡を行います。

(5) ホームページの積極的活用

当協議会ホームページを積極的に活用し、当協議会のニュースを発信し周知PRに努めます。

4. 研修事業

(1) 構成団体開催の研修会への講師派遣

不動産表示に関する公正競争規約の解説や最近の相談事例など、依頼があれば構成団体の開催する研修会に講師を派遣します。

(2) 賛助会員に対する研修会の実施

不動産公正取引協議会連合会が開催する賛助会員研修会の参加者拡大に努めます。

(3) 関係官庁等会議への参加

消費者庁及び道庁建築指導課主催の会議へ参加し、各団体との意見交換を行い、得られた各種情報等を公正競争規約の運用に役立てます。

(4) 全国会議への参加

表示及び景品規約の理解を深め、全国的な情報を把握するため、連合会事務局長会議等に出席します。